

I 院内感染対策指針

2024年4月改訂

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、院内感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療を提供し、組織的に対応するよう、本指針を作成する。

第2条 院内感染対策に関する管理組織

(1) 感染対策委員会

病院管理者（病院長）は、院内感染管理者を任命する。

【院内感染管理者 権限】

- 1) 院内感染管理について職員に対し、教育指導をすることができる
- 2) 院内感染管理について院内巡視を実施し、問題点を指摘し必要な対策を検討、現場に提案することができる

【役割】

- 1) 院内感染対策のための指針の策定、感染対策委員会の開催、感染症の発生状況の報告等の院内感染対策に関わる各種活動の円滑な運営・教育研修を支援する
- 2) 医療に係る安全の確保を目的とした院内感染対策管理体制の継続的改善を主導的立場で推進する

院内感染管理者は、関係各部門責任者を構成員として組織する感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を行い、次に掲げる審議事項を審議する。

重大な院内感染事例が発生した場合、その他新型インフルエンザの流行など感染に関する重大な問題が発生した場合は迅速な対応をとるために臨時感染対策委員会を開催する。

【感染対策委員会審議事項】

1. 院内感染対策の検討・推進
2. 院内感染対策防止の対応・および原因究明
3. 院内感染等の情報収集
4. 院内感染防止に関する職員の教育・研修
5. その他院内感染に関する事項

(2) 院内感染対策チーム

院内感染管理者は医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で院内感染対策チームを構成し、感染防止に関する業務を行なう。

また週に1回程度、院内感染状況、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等の実施状況の把握と指導を実施する。

【感染対策チームの業務】

1. 院内感染対策マニュアルの作成及び改訂、マニュアル遵守状況の把握と指導
2. 感染症関連資料の収集と職員への周知
3. 感染に関する各種コンサルテーション業務
4. 院内感染防止の教育、研修の企画と実施
5. 抗菌薬の適正使用の推進
6. 院内感染事例の把握とその対策の指導
7. アウトブレイクや針刺し事故時の対応
8. 各種サーベランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案

(3) 看護部感染対策リンクナース

感染対策委員会の活動方針に沿って看護部の臨床に於ける感染対策の実践活動を担う活動のため、毎月1回定例会を行う。主な活動は、現場において感染対策防止に関する教育・指導、啓発活動のリーダー役となる。またサーベランス等のデータ収集、感染対策マニュアルの改訂と周知を行う。(詳細は感染対策リンクナース規定に定める)

第3条 院内研修に関する基本方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上等を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は就職時の初期研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回全職員を対象に開催する。同じ内容の研修を複数回行うなど受講機会の拡大に努める。必要に応じて各部署、職種ごとの研修についても随時開催する。
- (3) 研修の実施内容(開催日時、出席者、研修項目等)、外部研修の場合は参加実績(受講日時、研修項目等)を記録・保存する。

第4条 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的に収集して的確な感染対策を実施できるように、各種サーベランスを実施する。

- (1) MRSA などの耐性菌のサーベランス
- (2) 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる各種感染症のサーベランス
- (3) 外来・入院病棟におけるインフルエンザ迅速検査数および陽性者のサーベランス
- (4) カテーテル関連血流感染など対象限定のサーベランス

第5条 アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- (1) 各種サーベランスをもとに院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち

早く特定し、制圧のための初動体制を含め迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

- (2) アウトブレイク、または異常発生時はその状況および患者への対応等を病院長事務長に報告する。組織的に対応するために臨時感染対策委員会を開催し、速やかに感染の発生原因の調査と対策を講じる。経過と対策については全職員へ周知徹底を図る。
- (3) 公表の有無については管理会議で検討し、病院長が最終決定する。
- (4) 報告が義務付けられている感染症が特定された場合には速やかに練馬保健所に届け出る。

第6条 指針の閲覧に関する基本方針

患者・家族等への情報提供は、病院ホームページに本指針を公開し、あわせて院内感染対策に関する情報の公開を適宜行い、院外の医療施設や市民への情報提供を行なう。

第7条 その他院内感染対策推進のための基本方針

(1) 職業感染対策

- ①手指衛生、個人防護具を適切に使用し感染予防策の遵守に努める。
- ②針刺し・切創防止のためにリキャップ禁止、安全装置つき器材を使用する。
- ③職員は自らが感染源とならないよう、職員定期健診を受診し健康管理に留意する。
- ④医療従事者の抗体検査、ワクチン接種状況を把握し、疾患ワクチンの予防接種を積極的に行う。

(2) 地域連携

保健所および東京都福祉保健局、感染対策連携病院（順天堂練馬病院等）、地域における他の医療施設と連携し、院内感染対策を協力して推進する。

2007年9月27日改訂

2013年4月 改訂

2014年1月 改訂

2016年1月 改訂

2017年4月 改訂

2019年4月 改訂

2023年5月・6月改訂